

新宿区教育委員会会議録

平成25年第2回臨時会

平成25年3月27日

新宿区教育委員会

平成25年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成25年3月27日(水)

開会 午後 2時59分

閉会 午後 4時19分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委 員	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	今 野 雅 裕
教 育 長	酒 井 敏 男		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事 兼			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
総 括 指 導 主 事	長 田 和 義	地 域 文 化 部 長	橋 本 隆
		文 化 観 光 課 長	

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 管 理 係 長	安 川 正 紀
教 育 調 整 課 管 理 係	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 主 査	

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第17号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第18号議案 新宿区教育委員会事案決定規程
- 日程第3 第19号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 第20号議案 新宿区教育委員会公印規則
- 日程第5 第21号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第22号議案 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第7 第23号議案 新宿区指定文化財の指定について

### 報告

- 1 新宿区地域文化財の認定について (文化観光課長)
- 2 その他

---

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから、平成25年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会します。

本日の会議には、白井委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は松尾委員にお願いします。

---

◎ 議案第17号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を  
改正する規則

◎ 議案第18号 新宿区教育委員会事案決定規程

◎ 議案第19号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関  
する規則の一部を改正する規則

◎ 議案第20号 新宿区教育委員会公印規則

◎ 議案第21号 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する  
規則

◎ 議案第22号 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

◎ 議案第23号 新宿区指定文化財の指定について

○菊池委員長 これより、議事に入ります。

「日程第1 第17号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を  
改正する規則」、「日程第2 第18号議案 新宿区教育委員会事案決定規程」、「日程第3  
第19号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一  
部を改正する規則」、「日程第4 第20号議案 新宿区教育委員会公印規則」、「日程第5  
第21号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日  
程第6 第22号議案 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」、「日  
程第7 第23号議案 新宿区指定文化財の指定について」を議題とします。

なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第  
3条により補助執行している事務についての説明を受けるため、教育委員会会議規則第15条  
の規定に基づき、地域文化部文化観光課長に出席していただいております。

それでは、説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第17号議案から第23号議案について御説明をいたします。

初めに、「第17号議案 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」です。

議案の概要を御覧ください。この規則は新宿区教育委員会非常勤職員の職の設置、廃止及び報酬の額の改定に伴い、報酬の額に定める別表を改めるものです。

先ず、1、新たに設置する職及び理由ですが、(1) 特別支援教育相談員は25年度から特別支援教育に係る組織体制を整備し、学校運営課で行っていた就学相談と教育支援課教育センターで行っております就学後の特別支援教育の相談支援とを統合し、25年度から教育支援課で行うことに伴い、2にございます廃止する職3の就学相談員、こちらを廃止して、新たにこの職を設置するものです。

次の(2) 日本語指導員は、25年度に新宿中学校に日本語学級を設置することにより、既に設置しております大久保小学校の日本語学級と連携し、日本語指導の充実を図るために新たに設置するものです。

次に、廃止する職と理由ですが、(1) 連携教育推進員は各学校の教育課題に幅広く対応するとともに、連携教育の取り組みを全校で推進するために、既に設置してございます学習指導支援員と統合するために廃止するものです。(2) の教育情報推進員は、教育支援課にICT支援員を委託で配置するなど、ICT支援の体制が整ったことにより、職の設置が不要となったため廃止するものです。

3の報酬額の改定ですが、一般職の給料のマイナス0.19%の改定で、具体的な個々の職の額につきましては、議案の2枚目の裏面別表の記載のとおりでございます。議案の別紙に改正案と現行もおつけしておりますが、こちらのとおり改正するものでございます。

施行日は平成25年4月1日、提案理由は、教育委員会非常勤職員の報酬の額を定める必要があるためです。

次に、「第18号議案 新宿区教育委員会事案決定規程」についてです。

こちらも概要を御覧ください。改正内容の1は決定権限の変更です。この規程では別表の第1で、事案の内容ごとに決定権者の区分をしておりますが、この決定権限の配分を変更するものです。具体的内容は議案の8枚目、別表第1の新旧対照表を御覧ください。文言整理などを除いた大きな変更点のみ申し上げます。

まず、決定権者の次長の欄に「又は図書館長」を加えまして、事案決定規定上の図書館長の位置づけを明確にいたしました。

次に件名の4、教育課程を御覧ください。ここでは、基準の制定についてのみ委員会が行

うと定めておりましたが、廃止については委員会が、改正については教育長が行うことを加えまして、内容を明確化いたしました。

次に、裏面の9の組織管理ですが、これまで協議会等の設置、変更、廃止については委員会が決定し、開催を課長が決定することとしておりましたが、特に重要なものは教育委員会決定とし、事務や事業に関する協議会については、教育長の決定権限に改め、細分化して、実態に即したものとしましたものでございます。

次に、19、教育財産については、用途変更の決定を委員会から次長に変更しております。取得の申し出と廃止については、委員会決定のままでございます。

概要にお戻りいただきまして、改正内容の2でございますが、事案の適法性、妥当性をより的確に調査・検討が行えるよう、事案の審議及び審査に係る規定を整備するものです。この改正については、議案の後半についております新旧対照表の4ページに「(審議及び審査)」というところがございますが、そこで規定している第6条を改正しているもので、図書館長の位置づけの明確化と教育長が決定権者または審議者になっている事案については、教育調整課長、教育調整課の係長、同担当職員の課員を追加しております。

施行日は平成25年4月1日、提案理由は、事案の決定権限の配分、見直し等を行うことで、より適切かつ効率的な事案の決定が行えるよう規定を整備するためでございます。

続きまして、「第19号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

これは新宿区教育委員会事案決定規程の全部改正に伴い、当該規程の引用部分の訓令番号を改めるものです。

議案の最後のページの裏面の新旧対照表を御覧ください。

第4条は補助執行にかかわる事案決定権者を定める条文となっておりますが、この第1項の表中、「(平成11年新宿区教育委員会訓令第2号)」とありましたものを、今回の改正により「(平成25年度新宿区教育委員会訓令)」の今回確定する番号に改めるものでございます。

施行日は平成25年4月1日です。

提案理由は、新宿区教育委員会の事案決定規程の全部改正に伴い、当該規程の引用部分にかかわる訓令番号を改めるためでございます。

次に、「第20号議案、新宿区教育委員会公印規則」についてです。

まず、議案概要を御覧ください。

改正の内容は大きく3点ございます。

まず、1は、公印の事前押印等に係る届出先を次長から公印管理者に変更すること、2として、公印の使用状況を踏まえ、不要な公印を廃止すること、3として、その他公印の管理に係る規定の整備を行うことが主な改正内容になっております。

この規定整備は、区長部局の公印則に準じた内容となっております。なお、新たな項目といたしまして、議案の4枚目の中段に、19条、電子印の打ち出しがございます。この第4項に、電子印を打ち出した場合に、課長等は、毎年度終了後30日以内、または打ち出しの必要がなくなったときは、速やかに公印管理者に電子印の打ち出し報告書により報告をすることという規程が加わっております。

附則でございますが、次のページの1は施行日で、平成25年4月1日から施行いたします。

附則の2、3、4は、この規則の施行の際に、現に使用されている公印や作成された公印台帳、また、改正前の規則により行われた承認及び、これにより作成された処理簿等は改正後の規則によるものとみなすとするものです。

また、附則の4は、改正後の規則第19条の4項、つまり、今ご説明させていただきました新たに定めた電子印打ち出し報告書に関する規程でございますが、この規則の施行日以降に行う電子印の打ち出しから適用するとするものでございます。

提案理由は公印に係る事務処理方法等の見直しを行うことで、より適切かつ効率的な公印管理が行えるよう規定を整備するためでございます。

続きまして、「第21号議案 教育委員会が行う情報公開事務に関する規則の一部を改正する規則」についてです。

概要を御覧ください。

この規則は平成25年7月1日より新宿区情報公開条例に規定する公文書公開請求権者の範囲がこれまでの在住、在勤、在学や利害関係者等であった者が「何人」へと拡大することに伴い、公文書の任意的な公開に係る規定を削除するものでございます。

施行日は平成25年7月1日です。

次に、「第22号議案 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」です。

概要を御覧ください。

改正内容は、職務の級による支給区分、支度料、新宿区内の旅行の場合に支給しておりました旅行雑費の廃止で、施行日は平成25年4月1日、提案理由は、新宿区職員の旅費に関する条例の改正に伴い、支給に必要な規定の整備をするためです。

続きまして、「第23号議案 新宿区指定文化財の指定について」でございます。

これについての説明は、文化観光課長が行います。よろしくお願いたします。

○文化観光課長 それでは、説明をさせていただきます。

まず、第1番目、「滝沢馬琴終焉の地」でございます。

諮問は昭和59年5月12日、答申は昭和61年9月13日でございます。

種別といたしましては、指定史跡ということでございます。

所在地は、新宿区霞ヶ丘町14-1 明治神宮外苑信濃町休憩所でございます。

所有者、宗教法人明治神宮でございます。

物件の説明を簡単にさせていただきます。

この地は江戸時代後期の戯作者であります滝沢馬琴が、天保7年11月10日から嘉永元年11月6日に死去するまで、約12年間を過ごした場所でございます。

5番、指定理由でございます。滝沢馬琴は我が国最大の長編小説「南総里見八犬伝」を初め、代表作「椿説弓張月」など多くの作品をあらわした人物です。馬琴が晩年の約12年間を過ごした当地は、江戸時代後期の代表的戯作者の終焉の地として、また、近世文学史上不朽の大著とされる「南総里見八犬伝」を完成した場所として、記念すべき地であるものでございます。

引き続きまして、第2、「中井御霊神社の本殿・幣殿・拝殿」でございます。

諮問、平成23年12月17日、答申、平成24年12月1日でございます。

種別、指定有形文化財・建造物でございます。

員数、3棟、所在地、新宿区中井二丁目29番16号でございます。

所有者は宗教法人中井御霊神社でございます。

5番、物件の説明です。この社殿は中井御霊神社の本殿・幣殿・拝殿からなる複合社殿でございます。本殿は文化7年以前、棟札の記録によりますと、享保3年を下らない時期の建造であります。拝殿は、古文書の記録により、明治29年以前の建造でございます。幣殿は記録等は現存してございませんが、大正時代の建造であると伝えられているものでございます。

6番、指定理由でございます。区内でも希少な江戸時代及び明治時代の神社建築遺構であり、度重なる改修・改変を経ておりますが、保存状態はおおむね良好で、総じて質の高い遺構と認められるものでございます。中井に生きた人々に連綿と受け継がれて今に伝わる社殿は、地域の歴史的景観という観点からも重要な建造物でございます。

引き続きまして、3番、「柳田國男旧居跡」でございます。

諮問は平成23年12月17日、答申は平成24年12月1日でございます。



種別、指定史跡でございます。

所在地は新宿区市谷加賀町二丁目4番31号、所有者、学校法人大妻学院でございます。

物件の説明をいたします。この地は民俗学者柳田國男が明治34年から昭和2年に成城に転居するまでの間、27年間を過ごした場所でございます。この地におきまして、柳田國男は「遠野物語」を執筆しております。遠野出身の早稲田大学の学生でありました佐々木喜善をこの家に招き、遠野の民話の聞き取りを行い、あらわしたものでございます。

5番目、指定理由でございます。このように、この地では著名な「遠野物語」の聞き取り及び執筆が行われ、まさに民俗学者柳田國男誕生の地であるということが出来ます。日本民族学の祖と呼ばれる柳田國男が長く暮らし、民俗学という新たな学問を育み、醸成した場所として、地域史や民俗学史上重要な史跡でございます。

4番目でございますが、「斎藤茂吉終焉の地」。

諮問、平成24年10月6日、答申、平成24年12月1日でございます。

種別は、指定史跡でございます。

所在地、新宿区大京町22番地の2、所有者、株式会社ヤエックスでございます。

物件の説明です。この地は歌人・精神科医でありました斎藤茂吉が昭和25年から昭和28年2月25日に亡くなるまでを過ごした場所でございます。

大京町には故郷への疎開から帰京し、世田谷区代田の3年間を経て、昭和25年11月に転居いたしました。この家は精神科医の長男茂太が医院兼住居として新築したもので、茂吉は体力の衰えを見せながらも作歌を続け、昭和26年には文化勲章も受章いたしました。

指定理由でございます。大正から昭和初期にかけて活躍した時代を代表する歌人が最晩年を過ごし、その生涯を閉じた場所として、また、子息の斎藤茂太、北杜夫兄弟と、文学者を輩出した一家がともに過ごした場所として、地域史や文学史上、重要な史跡でございます。

決定後の取り扱いでございますが、本教育委員会でご審議いただきまして、決定をしていただけました場合には、新宿区文化財保護条例第5条第2項の規定によりまして告示を行い、あわせて関係機関に通知をいたします。また、告示後には所有者に指定書を交付するとともに、文化財説明板を設置する予定でございます。

情報発信については、区のホームページ、ガイドマップ等で広く区民等に周知を図ってきたいというふうに考えております。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

では、まず第17号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 非常勤の職員の報酬について、全庁的な改革の中で、同じような率で引き下げるということと理解してよろしいでしょうか。また、その場合には、産業医や学校医については特別な職だということで除外している、それが全体的な内容の理解でよろしいでしょうか。

○教育調整課長 そのとおりでございます。

今回、学校医等は一般職の報酬の改定に伴うところからは除外をしております。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 直接これに関係ないのですが、小・中学校に、この指導員やアドバイザーなど、どの学校にどういう人がいるかという一覧的なもの、つまり学校にアシスタント的に存在している、どういう職の人がどういうふうにいるのかというのがいつもわからないので、何か参考資料のようなものを、ゆとりのあるときに一度作っていただければと思います。

○教育指導課長 教育指導課でございます。教育指導課で担当しています学校支援アドバイザー、それから学習指導支援員など、学校訪問の際に特に委員の皆様にも知っていただきたいと思しますので、後ほど一覧等でお知らせしたいと思します。

○教育調整課長 先ほどの今野委員のご質問に誤ったお答えをしましたので、訂正させていただきます。

学校医、薬剤師及び学校肢体不自由児等の補助員でございますが、その部分は給与改定が行われなかったことから、今回、報酬改定を行わなかったものでございます。というのは、給与が低い、働き始めた若い世代や医師・薬剤師については給与改定をしないという方針がございましたので、そのようになっております。訂正させていただきます。

○教育長 補足で言うと、要するに人材確保の関係から事務職等々については、一般のところについても下げていただいている。それから、新人のところについては、その人材確保をするために、新人のところについては下げてない。そういう考えに基づいて非常勤についても同等に対応しているというところでございます。おおむね今野委員の御質問の趣旨でよろしいと思します。

○菊池委員長 わかりました。よろしいでしょうか。

○羽原委員 もう一つ、学校の図書館の司書の方はどういう扱いになるのですか。

○教育支援課長 平成25年度から学校図書館には学校図書館支援員という役、これは司書資格もしくは司書教諭資格を持っている者を配置するわけでございますが、こちらは委託事業として民間事業者はその旨を委託することから、非常勤としての扱いではなく、今回この中に

は入っておりません。

○**今野委員** また資料をいただけるということですから、そのときでいいのですけれども、とりあえずたくさん並んでいる中で、一般の市民の人がその協力、協働ということで入っている、例えば地域協働学校の運営協議会の委員はそうなるのではと思いますけれども、そういうような一般市民の人たちがやられている事業というのが、何があるか教えていただけませんか。

○**教育支援課長** 私ども教育支援課で所管している中で申し上げれば、今、今野委員からございました地域協働学校運営協議会委員、これは町の方、あるいはPTA、こういった方々が委員になられていまして、学校内で非常勤扱いをしている。また、スクールコーディネーターに関しましては、週1回程度、学校においでいただきまして、職員室に机がございますが、学校と地域とを結ぶ役として、地域の方々に、民生児童委員の方であるとか、さまざまな形で地域の中で活動をされている方がこういったスクールコーディネーターとして入っている現状がございます。

○**松尾委員** 細かいことで恐縮ですけれども、これは改正に際しては、議案には報酬の額とありますけれども、実際にはこの別表の改正におきまして、その職の新設、改廃等も一緒に行われているようなので、そのことが例えば、その提案理由等の中に入っていてしかるべきではないかと私は思いましたけれども、いかがでしょうか。

○**教育調整課長** 個々の非常勤職員の設置につきましては、別途、要綱で定めておりまして、その設置された職についての報酬を定めるのがこの規則でございますので、直接的にここで非常勤の職を定めるものではないことから、提案理由は記載のとおりとなっております。ただ、新しくできた職について説明をする必要があるということで、ここでは確かに、この概要ではこの規則で設置するよう見えるのかもしれませんが、実際はそのような仕組みになってございますので、私どもとしては、提案理由はこちらの記載のとおりで理解しております。よろしく願いいたします。

○**松尾委員** その職の設置等については、よく聞き取れませんでした。どちらでなされるのですか。

○**教育調整課長** 別途、個別に、例えば特別支援教育相談員の設置に関する要綱というような要綱をつくりまして、そこで定めております。

○**松尾委員** 要綱というのは、議案にかかるものですか、かからないものですか。また、それは既になされているのですか、それとも、ここで同時にやっているのですか。

○教育調整課長 議案には載らないものでございます。教育長決定で、既に決定をしております。

○松尾委員 事情は了解しましたけれども、わかりづらい感じがいたしますので、どういう形にするのがよいか、今後の透明性を高めるような形での方向で御検討いただければありがたいと、よりよいのではないかというふうに思います。

○教育調整課長 御意見いただきましたとおり、今後、御説明の際に、そのあたりがわかりやすいものになるよう改善してまいりたいと思います。

○菊池委員長 ほかに御質問、御質疑、ございませんか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ないようです。

ほかに、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第17号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第17号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第18号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○教育長 図書館長を次長と同等にした趣旨だけ、もう一度お願いします。

○教育調整課長 区の規則上、図書館が別の条例で設置をされております関係で、その組織の中に入っていないことになっております。ただ、事務局の中で部長級の位置付けになっております。実際には、その中で動いておりますので、多少、教育センターの御議論のときにもあったかと思いますが、条例設置している施設についての長の位置付けというのが多少わかりづらくなっていたところがございますので、今回はこの事案決定規程の中に、部長級として位置付けまして、わかりやすくしたという趣旨でございます。

○菊池委員長 この決定を、比較的事務処理を少なく簡素化、無駄をなくすためにという配慮もあったかと思いますが、教育委員会の決定事項に関してはおおむね変わらないということでしょうか。

○教育調整課長 重要なものについては委員会の決定とし、その中でも少し簡素なものであるとか事務的なものにつきましては、教育長なり次長に改めさせていただいたというものでございますので、大きなところでの変更はないものと考えております。

○菊池委員長 ほかに、何か御質問ございましょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第18号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第18号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第19号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 これ自体は機械的な改正なので全く問題ないと思いますけれども、ついでなので、教育委員会の通常の事務は教育委員会の事務局で行うことになるわけですが、多分、区長の一元的な行政実施が好ましいというようなものについては、事務委任や補助執行という形で行う必要があるということで行っているのだと思うのですが、細かいものもたくさんあるかと思いますが、大きなものでどういう分野の仕事が委任ないし補助執行になっているのかをお願いします。

○教育調整課長 「しんじゅくの教育」の中に記載させていただいているとも思いますが、まず、区立学校の就学に関することにつきましては、地域文化部の戸籍住民課長及び特別出張所長に委任しております。また、中央図書館の分室として、この庁舎の1階にございますけれども、その管理・運営については、区長室区政情報課長に権限を委任しております。それから、新宿区立学校の施設の使用に関しての承認関係、これにつきましては地域文化部長に委任をしております。また、補助執行でございますけれども、主なものでは、今回の文化財が一番主なものになっております。

○今野委員 社会教育などはどうですか。

○教育調整課長 スポーツと文化に関するものについては、特例を定めるという、別の条例の中で、区長部局で行っています。

○今野委員 事務局じゃなくて。

○教育調整課長 特例を定める条例の中で行っております。

○今野委員 特例の条例があるのですか。

○教育調整課長 はい。

○今野委員 文化とスポーツもそうですか。

○教育調整課長 はい。

○今野委員 わかりました。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

第19号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第19号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第20号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○羽原委員 ちょっと教えてほしいのですが、公印の変更というのは時々あるのですか。それから、こういう変更は何のためにあるのでしょうか。

○教育調整課長 組織改正等で、課の名前が変わり、職名が変わったときが一番典型的なものだと思います。

○羽原委員 それはわかるのですが、これは現行と改正を見ている、さしたることもないというような印象があるので、何か特別な事情があって全面的にかえるとか、何かそういうことかなど。

○教育調整課長 これまで教育委員会においては、区長部局で部長級の権限の者が教育長であったり、また、いろいろなケースがありますけれども、公印管理者が所管事業担当の課長である場合が結構多いのですが、それが次長の権限でということになりますと、例えば、出先職場の場合に、事前打ち出しする際等に、その所管でできるものが、本庁まで来て次長の承認を得なければいけないなど、事務的に煩雑なことがございますので、公印管理者まで責任者のところで行えるようにするなど、少し改めたというところになります。

○羽原委員 偽造防止とかではないわけですね。

○菊池委員長 ほかに、御意見、御質問はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○菊池委員長 ないようでしたら、討論、質疑を終了いたします。

第20号議案を原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第20号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第21号議案について、御意見、御質問をどうぞ。ございませんでしょうか。

○松尾委員 施行日が7月1日になっていることについて、何か理由があるのですか。

○教育調整課長 教育委員会が行う情報公開事務に関する規定は、この規則に定めてあるほかは、新宿区の個人情報保護条例によるものとなっております。この条例において、請求権者を「何人へ」と改める施行期日が7月1日であることから、それに合わせているところです。

○松尾委員 その大もとの条例が7月1日になっていることには、何か理由があるのですか。

○教育調整課長 条例改正後、周知期間を一定とることから、7月1日になっているものと理解しております。

○松尾委員 その周知は、具体的にどのように行われるのですか。

○教育調整課長 基本的には、区の広報紙であるとか、ホームページで行うものが通例でございます。

○松尾委員 わかりました。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第21号議案を原案どおり、決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第22号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 特に御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第22号議案を原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第22号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第23号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 1つ目の滝沢馬琴の件ですけれども、諮問、答申が昭和59年や61年となっていることと、今回の指定の関係はどのようになっているのでしょうか。

○文化観光課長 御指摘のとおり、教育委員会に諮問を出して、文化財保護審議会から答申が61年に出て、既に20年以上経過しているところでございます。「滝沢馬琴終焉の地」の所在地、②のところに記載してございます霞ヶ丘町14-1は、明治神宮外苑信濃町休憩所となっているほか、ちょうど都道である外苑東通り、これも当該所在地に当たるところですが、実は占める面積の割合が、この都道のほうが大きかったもので、当初はそちらの東京都のほうに、この指定の相談をしておりましたが、東京都のほうで検討を重ねていたところが、なかなか同意をいただけないというような状況がしばらく続いておりました。そこで一定程度の

時間を要してしまいまして、その後、もう一方の少し小さいほうの所有者になりますが、7対3ぐらいの割合になっているかと思いますが、明治神宮のほうにご相談をしてみたところ、前向きに検討していただけるというご回答もいただきましたものですから、この間、先方においても検討を重ねて、それとともに、それに伴う時間の経過ということで、それにしても随分長くかかってしまったということは非常に申しわけなく思っているところでございますが、そのような経緯でございます。

○菊池委員長 今回の御回答でよろしいですね。

○教育長 道路を指定されると、道路を直すときなどに様々なことがあるのではないかとということでしょう。

○今野委員 これは、審議会の答申に基づいて私たちが指定するということですが、何十年前の審議会の判断というのも有効ということですね。

○文化観光課長 有効であるというふうに理解しまして、それで今回、教育委員会のほうに御審議いただいているものでございます。

○松尾委員 確認のためですが、その間、制度等の変更はございませんか。制度の変更と、審議会に対するその答申というものは、法令上の規定上の変更点等はございませんか。

○文化観光課長 条例に基づきまして事務手続を進めておりますので、その間、変更等はありません。

○今野委員 終焉の地なので、建物と違って物がなくなったとか、そういうことではないですね。

○松尾委員 これは素朴な質問なのですが、2番目の中井御霊神社の指定理由のところ、「区内でも希少な江戸時代及び明治時代の神社建築遺構であり」というふうに書いてありますが、これは現在でも使用されている建築建造物だと思うのですが、そういう場合でも遺構という言葉を使うのですか。

○文化観光課長 ただいま委員の御指摘のとおり、この建物は現在でも氏子等に使われております。本殿などもそのようなときには、御祈祷などのときには入られるような形態になっておりますので、現在使用中ということですが、このような場合でも遺構という言葉を使っています。

○菊池委員長 文化財の指定を受けた場合は、終焉の地ということで、何か立てるといふか、その終焉の地であるというようなことは書いてありますか。

○教育長 書いてあります。



○菊池委員長 書いてありましたか。

○教育長 今、説明してもらえますか。

○文化観光課長 当委員会で御審議いただきまして、御承認いただきました後、現地には、いわゆる説明板を、所有者の方の御同意を得た場所に設置をさせていただきまして、説明版を介して、いらっしゃった方にどういうものなのかということを広く御説明して、周知を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○菊池委員長 わかりました。ありがとうございます。

○羽原委員 関連して。これは前も言ったのですけれども、あの説明板は、苦労はわかるけれども、文章表現が非常に難しい。少し字の大きさとかいろいろあるでしょうが、もうちょっと中学生くらいでもわかるような、なるべくわかりやすい表現。歴博などでも展示の説明で、これはプロじゃなければ知らないようなテクニカルタームが使っている。なるべく一人でも多くの人に理解してもらえるような表現、これは特にまちなかに立てるものですから、ぜひそれを配慮していただければと要望しておきたいと思う。

○文化観光課長 今、御指摘がありましたとおり、まちなかに立てるものでございますので、できる限り平易な言葉を使いまして、わかりやすい表現に努めていきたいというふうに考えています。また、専門的な記述につきましては、そのほかホームページ等を活用しまして、詳しい解説などは載せていくようにさせていただきたいと思っています。

○菊池委員長 スペースの問題とかもあるでしょうから、平易にわかる部分と両方書くのか、難しいところではあると思いますが、そこは慎重に御討議いただきたいとは思いますが。

○教育長 QRコードは付けないのですか。

○文化観光課長 ただいまの説明板の件でございますが、わかりやすい表現に努めるとともに、今のQRコードの活用も区で一部導入しているところがございますので、そういうものも活用しながら、よりわかりやすい表現とあわせて、少し研究的な立場から御覧になるような方に対しても役に立つような、そういうような説明もあわせて、さまざまな方法を活用しまして、心がけていきたいというふうに考えております。

○松尾委員 これは、立ててしまったものを簡単に立て直すというのは難しいかと思うのですが、せっかくこういう議論がありましたので、過去の分についても一度御検討いただいて、必要があれば改定していくということも御検討いただければありがたいと思います。

○菊池委員長 はい。よろしく御願います。

ほかに何かございますでしょうか。

○教育長 「斎藤茂吉の終焉の地」というのは前からわかっている、なぜこの時期になっているのか、所有者との同意ということなどを、もう一度説明していただけますか。

○菊池委員長 では、もう一度説明をお願いします。

○文化観光課長 1つは酒井教育長から御指摘がございましたとおり、所有者との同意見込みがとれた時点ということになります。

それから、もう一つは、今、私どもの中で新宿フィールドミュージアム事業という観光施策と結びつけたようなものに取り組んでおります。区内さまざまにあります文化・芸術資源を発掘いたしまして、それを外に向けて発信していくことによって、多くの方々が地元に着を持ってもらうとともに、外からの来街者も引きつける、このような取り組みを新宿フィールドミュージアム、または博物館構想などという、いろいろな自治体でも取り組んでいるところですが、このようなもので、今年度、四谷、それから笹塚地区を重点的に、このフィールドミュージアム事業に取り組んでいるところでございますので、その中で、地域にある資源を積極的に発掘していこうというふうな取り組みの中で今回、「斎藤茂吉」、それから「滝沢馬琴終焉の地」を、それぞれ指定を御提案させていただくに至った次第でございます。

○菊池委員長 わかりました。

ほかに御質問ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 それでは、ないようです。

第23号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第23号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

◆ 報告1 新宿区地域文化財の認定について

◆ 報告2 その他

○菊池委員長 次に、報告を受けます。

文化観光課長より説明をお願いします。

○文化観光課長 それでは、新宿区文化財保護条例第17条第1項の規定に基づきまして、平成25年3月25日付で地域文化財を認定いたしましたので、報告をさせていただきます。

今回、認定しました地域文化財でございますが、「西落合耕地整理記念碑」ほか7件でござ

ざいます。

認定後の取り扱いでございますが、本日、委員会で報告の後、告示を行いまして、所有者に認定プレートを交付させていただく予定でございます。

それでは、それぞれの認定物件につきまして、概略を御説明させていただきます。

まず、No. 16でございますが、「西落合耕地整理記念碑」でございます。分野といたしましては、都市・産業、所在地、西落合二丁目17番17号、葛谷の御霊神社境内でございます。所有者は宗教法人御霊神社、年代といたしましては昭和11年でございます。この記念碑は大正14年に設立されました葛谷耕地整理組合が、昭和11年に解散した際に建立した記念碑でございます。この整理組合は当地一体が農地だったところを区画整理をした、そのような組合でございます。関東大震災以降の落合地区の町並み整理の起源を示すものでございます。

続きまして、No. 17、「旧淀橋浄水場蝶型弁」、分野は都市・産業の分野でございます。西新宿二丁目6番1号で、新宿住友ビルの公開空地内でございます。所有者は住友不動産株式会社、年代といたしまして、昭和12年でございます。当物件は昭和40年に廃止されました淀橋浄水場で使用されておりました内径100センチの鉄管に蝶型の止水弁がついた排水バルブでございます。この弁は震災で決壊いたしました玉川新水路にかわる導水暗渠を甲州街道下に通水した際に、改良工事の一環として設置されたものとして推定をされております。

続きまして、18番、「旧淀橋浄水場六角堂」でございます。都市・産業の分野でございます。所在地は西新宿二丁目11番、新宿中央公園内でございます。所有者、新宿区、年代といたしましては、明治39年から昭和2年ごろのものというふうに推定をされます。旧淀橋浄水場の洋風東屋でございまして、新宿中央公園の富士見台と呼ばれる築山上に所在をいたしております。富士見台は4号沈澄池増設工事に際して出ました残土、残った掘り出した土を利用してつくられたものでございます。浄水場操業当時の施設等の遺構は、ほぼ全て消滅をしてございますが、この六角堂と富士見台が唯一の現存する遺構でございます。

続きまして、19番、「巴講睦の獅子図屏風」でございます。分野といたしまして、文化・芸術分野、所在地は北新宿二丁目1番でございます。所有者は巴講睦、大正7年のものがございます。同年、鎧神社の氏子淀橋町寿賀多会の求めにより、柏木宇蜀江山に住んでおりました日本画家でございます山内多門が御神酒所に備えるために描いた雌雄一對の唐獅子図でございます。鎧神社の毎年の祭礼の際に、神酒所に飾られるものでございます。

続きまして、20番、「服部良一旧居跡」地でございます。文化・芸術・歴史の分野、所在地、若松町24番1号、所有者は株式会社山口銀行、年代といたしまして、昭和27年から34年

でございます。作曲家・編曲家として、和製ポップスの分野を確立いたしましたして、昭和の歌謡史に大きな足跡を残しました服部良一が昭和27年から34年までの7年間、暮らした場所でございます。現在は山口銀行の社員寮、あるいは、東京に出張に来られました職員の寮として活用されているということでございます。

続きまして、1枚おめぐりいただきまして、21番目でございますが、「天祖神社の神門」でございます。歴史の分野、所在地は原町一丁目42番、所有者は原町一丁目町会でございます。年代といたしましては、弘化2年でございます。天祖神社は江戸時代には神明宮と称しまして、慶長19年に名主長兵衛により当地に祀られたというふうには伝わっております。構造形式は薬医門、潜戸・袖壁を付しております。非常に小規模、小ぶりながら彫り物の装飾を多用し、全体的に技巧的なつくりになっております。度重なる改修・改変も認められますが、当初の材をよく残した江戸時代の遺構でございます。今回の東日本大震災でも被害を受けたものでございますが、現在、所有者であります原町一丁目町会の皆様の御尽力により、その際の修復も無事済んだというふうな形になっております。

続きまして、22番、「外山射撃場跡」でございます。平和の分野、大久保三丁目1番2号、新宿コズミックスポーツセンター内でございます。所有者は新宿区、年代といたしましては明治7年でございます。新宿コズミックスポーツセンター一帯は明治7年、陸軍用地となりまして、射撃の練習に用いられておりました。ところが、流れ弾により負傷者が出たために、昭和3年に長さ300メートルの鉄筋コンクリートのトンネル式の射撃場が7棟つくられました。その後、占領軍が接収・使用いたしておりましたが、昭和33年には返還をされまして、昭和40年に最後のトンネル式の射撃場が解体されたものでございます。

続きまして、23番、「喜久井町戦災者供養観音像」でございます。平和の分野、喜久井町17番地でございます。所有者は早稲田大学の理工学研究所、昭和20年のものでございます。昭和20年5月25日に新宿区に米空軍による大規模な空襲がございまして、その際に、早稲田大学近辺も被害に遭いまして、当時の近辺にあります防空壕に多くの方が逃げ込まれました。およそ300人というふうには言われておりますが、避難をしましたが、炎と煙を吸われまして、この300人の尊い人命が失われてしまいました。昭和30年5月、ちょうどこの戦災から10年を迎えた年でございますが、これらの人々の霊を慰め、永遠の平和を祈願する本観音像を建立したものでございます。現在、早稲田大学理工学研究所が所有・管理を行っているものでございます。

以上、8件、今回、地域文化財、新たに認定をさせていただきます、合計といたしまし

て地域文化財23件ということになります。

以上でございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 22番の外山射撃場跡、これは、僕はトンネルを全部壊すとき、壊さなくていいの  
にと思ったのですが、結果的にやむを得なかったわけですが、かなり広大な敷地に転換され  
ていたので、さっきの標示の話でもありますが、既定の大きさの標示だととても無理なので、  
コズミックセンターなど、壁面に現在の地図とかつての地図がオーバーラップするような重  
ね地図型の標示など、何かイメージが湧くように。あそこに昔、射撃場跡があったと言うけ  
れども、それはわからないわけですよ。外山ヶ原の練兵場とのリンクであそこにあったわ  
けで。歴史の広がりを見せるには、地図など、工夫してわかりやすいものにしていただけ  
るといいな。これも要望であります。

○文化観光課長 委員御指摘のとおり、現在、土地の記憶として当該地を地域文化財として指  
定をさせていただき認定をさせていただいておりますが、行かれたに方は何もそこにはな  
いというふうな状況ですので、少し工夫をして、今、御指摘をされましたとおり、当時の地  
図、地形図とか、あるいは、それを現在とうまく重ねあわせるような形にするなり、来て、  
見ていただいた方が何らかのイメージができて、そのことによって平和への思いをはせてい  
ただける、そのような説明板を、今後、少し検討していきたいというふうに考えています。

○羽原委員 もう一つ、これは僕の地元でもあるのですが、僕らは早稲田の構内で300人ぐら  
いの犠牲が出たということを知っているのですが、地元の人や若い人も、漱石の碑はわかる  
けれども、ここまではわからない。構内にあるので、学校の外側にとはいかないでしょうが、  
日中はあいていますから、何か目のつけられるような工夫をぜひお願いしたいと思います。

○文化観光課長 ただいま委員から御指摘がございましたとおり、ちょうど夏目坂を、この当  
該地でございますが、地下鉄の早稲田駅の交差点のところから夏目坂を上がっていきまして  
ちょうど坂の途中の左側のようなところ、そこに早稲田大学の入口の門がございまして、  
それを少し入っていったところ、二、三十メートルぐらい先の敷地内というような場所にご  
ざいまして、外から区道のほうからは見ることはできないところにございまして、目立つと  
ころではない、わかりにくい場所という認識でございます。所有者との協議ということにな  
ろうかと思いますが、できるだけわかりやすいところに説明板を設置できればと考えてござ  
います。早稲田大学の御意向等も踏まえつつ、協議してまいりたいと思います。

○菊池委員長 これだけの数のものが出てまいりましたが、今のものも含めて指定の理由というか、物件の説明は書いてあるのですけれども、この候補に挙げた理由を教えてください。例えば、今のものについては、かなり一般の人たちが見ることは難しいようなところのようでも、そういうものを選んだといいますか、選んだからいけないというわけではないですが、そのあたりの理由をお聞かせいただけますか。

○文化観光課長 指定に至る経緯といいますか、そもそもの出発点がどこにあるかというお話も含めてかと思えます。職員がまちで見つけてくるという事例もございますが、多くの場合には、まず地域からの、区民の皆様からの情報提供です。それから、私どもの審議会の調査機関といたしまして文化財調査員、あるいは文化財協力員がございます。文化財調査員のほうはボランティアではございませんが、文化財協力員のボランティアの方々が50人近くおりますので、そういう方々からの情報提供もございます。それに基づきまして調査員、あるいは私どもの職員による調査を行い、その後文化財審議会のほうで御審議いただく、そういう流れになってございますので、当初の探知ということであれば、先ほど申し上げましたとおり、まちの皆様、それぞれの区民の方の日ごろの地域での活動により情報提供いただくものですとか、文化財協力員の日ごろの文化に関する調査活動の中の成果の一つとして私どものほうに上げていただきまして、それを職員が適切かどうかを判断した上で、文化財審議会のほうにかけ審議をしていただくという流れによって、この認定をさせていただいております。

○菊池委員長 わかりました。

今回は非常に数が多いようですけれども、どのぐらいの審議をされて、どのぐらいの率でそれを上げていくか、また、どのぐらいの数が適切と考えるかとか、そういったものも含めて審議会があるようなのですけれども。

○文化観光課長 文化財保護審議会でございますが、こちらは年4回の開催がございまして、そのうち2回程度の御審議を事務局が想定をしていたところですが、今年度につきましては少し当初の予定がずれまして、このように1回に8件という、件数としては多いというふうに認識しているところですが、昨年度は年間2回で5件ずつこの認定をさせていただいたところでしたが、今年度は少し事務手続が遅れたな関係もございまして、8件を一度に認定をさせていただきました。

年度の総数といたしましては特別な根拠はありませんが年間10件程度というふうに想定して、準備ができたもの、認定ができるようなものから認定をしていき、区民の方々が自分たちの地域にある土地、地域に根差した文化財等をより広く知っていただいて、御自身の住み、

暮らしに愛着を持っていただける、そういう趣旨で取り組んでおります。今後とも年間10件程度を目指して地道に認定していき、あわせて、周知についても委員から御指摘があったとおり非常に大切な観点かと思っておりますので、そういう意気込みでやってまいりたいと考えております。

○菊池委員長 わかりました。

○今野委員 先ほどの指定文化財のほうは教育委員会が指定をした。その作業については補助執行ということで、文化観光課のほうでやっていただいたということだと思うのですが、報告1の認定文化財のほうは教育委員会に対しては報告という形になっているのは、複雑でよくわかりにくいですが、一段レベルの低い認定文化財については教育委員会から文化観光課に委任をしたという形になっているのでしょうか。どうして違う手続になるのか。

○文化観光課長 今、委員から御指摘がございましたとおり、どちらが上かというようなことで申し上げますと、まずは指定文化財の指定、その次に登録文化財というのがございます。その次が今回のこの8件の該当いたします地域文化財となろうかと思いますが、それらにつきましては、希少価値、歴史的な背景等、さまざまなものがございます。この地域文化財につきましては、最終的に教育長の決定で認定をするもので、教育長の決定を経た後に、教育委員会に報告するという事務処理手続で行っているものでございます。

○今野委員 指定や登録はどうですか。

○文化観光課長 指定文化財及び登録文化財については教育委員会に付議という形になります。

○今野委員 わかりました。

○菊池委員長 ほかにございますでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ほかに御質問がなければ、報告1の質疑は終了いたします。

次に、本日の日程で報告2 その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

---

## ◎ 閉 会

○菊池委員長 それでは、本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

---

午後 4時19分閉会